

京都市ベンチャー購買新商品認定制度 認定商品カタログの発行

京都市では、市内のベンチャー企業及び中小企業をはじめとする地域企業の優れた新商品又は新役務の販路開拓を支援することを目的に、本市が定める一定の基準を満たす新商品又は新役務を認定し、市の機関において随意契約することを可能とする「京都市ベンチャー購買新商品認定制度」を運用しています。

この度、本制度で認定した商品を広く周知し、商品の販路拡大支援を図るため、認定商品（令和元年度～令和5年度）を掲載したカタログを発行します。

また、冊子については開発元の各企業における認定商品PRに用いられます。

1 名称

京都市ベンチャー購買新商品認定制度認定商品カタログ

2 掲載内容

認定商品（令和元年度～令和5年度）の概要、企業が想定している使用例、参考価格、これまでの販売実績、企業の概要を掲載しています。

※ 認定商品全22商品のうち、掲載に御了承いただいた企業の10商品を掲載しています。

3 周知方法

デジタルカタログとして本市公式HP（京都市情報館）に公開します。

また、京都高度技術研究所（ASTEM）等の産業支援機関や、京都商工会議所等の経済団体において、紙の冊子（500部）を無料で配布します。

（京都市情報館）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/page/0000002634.html>

（参考）京都市ベンチャー購買新商品認定制度

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000306186.html>

4 発行日

令和7年1月31日（金）



京都市ベンチャー購買新商品認定制度の概要

<事業概要>

本制度は、市内のベンチャー企業及び中小企業等の優れた新商品・新役務（以下「新商品等」という。）の販路開拓を支援することを目的に、本市が定める一定の基準を満たす新商品を認定するもの。

認定された新商品等については、市の機関において随意契約による調達を図ることが可能となります。

<制度概要>

○ 対象事業者

京都市内に事業所を有する中小企業者

○ 対象となる新商品等

以下の1、2の要件を満たす新商品等であること

1 以下いずれかの要件を満たすものであること

ア （公財）京都高度技術研究所が実施するAランク認定又はオスカー認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

イ （地独）京都市産業技術研究所が実施する知恵創出“目の輝き”認定を受けた企業が生産若しくは提供する新商品等

ウ 「京都市」又は「京都市から委託若しくは補助を受けて企業の新商品開発等を支援する機関等」から助成や支援を受けて開発された新商品等

2 商品化後、概ね5年以内の新商品等であること

※ 認定に当たっては、申請された新商品等における庁内での調達ニーズ、独自性、市場性等を踏まえ、認定の可否を審査します。

○ 認定期間

5年間